

新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程

制定	平成15年10月1日	平成15年度規程第46号
一部改正	平成16年4月1日	平成16年度規程第11号
一部改正	平成17年4月1日	平成17年度規程第11号
一部改正	平成19年8月6日	平成19年度規程第23号
一部改正	平成20年4月1日	平成20年度規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第5号及び第10号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付要綱（平成15・03・25財資第1号。以下「要綱」という。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第3条 機構は、営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）が以下に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する場合に、当該事業に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該補助事業を行おうとする民間団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

「新エネルギー等非営利活動促進事業」

民間団体等が、営利を目的とせずに新エネルギー・省エネルギーの導入促進に資する普及啓発活動を行う事業をいう。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業者の要件は、以下に掲げるとおりとする。

補助事業者は、特定非営利活動法人又は公益法人等の法人格を有する者のほか、会員数が10名以上で定款に準ずる書類を整備している法人格を持たない民間団体等とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書（正本1通及び副本1通）に機構が指示する書類を添付して、機構が指定する期日までに機構に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和

63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

3 機構は、第1項の場合において、前条第2項の規定による申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定をするものとする。

4 機構は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額するものとし、その旨の条件を付すものとする。

5 機構は補助金の交付が適当でないとき認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によること。

(5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うこと。

(6) 補助事業者は、機構が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

(7) 補助事業者は、機構が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。

(8) 補助事業者は、機構が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (11) 補助事業者は、第21条第3項及び第6項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合及び機構が軽微な変更と判断した場合を除く。
 - (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(状況の報告等)

第10条 補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施の状況について、機構が指定する期日までに様式第5による実施状況報告書（正本1通及び副本1通）を提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の規定による報告により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。

(遅延等の報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の2月末のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に完了しなかったときは、当該会計年度の4月10日までに様式第8による年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助事業の継承)

- 第13条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による継承承認申請書（正本1通及び副本1通）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 機構は、第12条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は補助対象経費の費目毎の実績額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合には、その承認された額とする。）とのいずれか低い額の合計とする。
- 3 機構は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、補助事業者が前項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときには、様式第10による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 機構は、補助事業者が返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときには、返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助

金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（正本1通及び副本1通）を速やかに機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第6項の規定は、前項の場合において準用する。

（補助金の支払）

第16条 機構は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後で補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算により支払うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12による精算（概算）払請求書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第17条 機構は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 機構は、第1項に基づく取消しをしたときには、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 機構は、第1項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 機構は、前項の場合において、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金を受領した日から返還の納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第14条第4項から第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還の場合について準用する。この場合において、第14条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

第18条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとして当該返還にかかる加算金を徴収するものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納入した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に

充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金から納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間にかかる延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度において取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等明細表を第12条第1項の規定に基づく実績報告書に添え、機構に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は前項で定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による取得財産処分承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

5 機構は、前2項の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。

6 第4項の納付については、第14条第6項の規定を準用する。

7 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については第4項の規定は準用しない。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理についての収支簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の収支簿とともに補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する機構の会計年度が終了した後5年間保管しなければならない。

(契約等)

第23条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、委託その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から適用する。

附 則 (平成16年4月1日平成16年度規程第11号)

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月1日平成17年度規程第11号)

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年8月6日平成19年度規程第23号)

この規程は、平成19年8月6日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日平成20年度規程第2号)

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費

区分	補助率	費目	内訳
新エネルギー等非 営利活動促進事業 費	1/2以内	謝金	講師等謝金
		旅費	講師等旅費・宿泊費、職員旅費・宿泊費
		諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等広報素材に係る経費(広報素材制作費) ・シンポジウム、講習会等の開催に係る経費(会場費、会場設営費、印刷製本費、資料作成費等) ・広報宣伝に係る経費 ・その他普及啓発事業に直接必要な経費(会議費、会場借料、資料購入費、調査分析費、展示費等)

様式第 1

番 年 月 号 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付申請書

新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 助事業の名称及び区分
(1) 名 称 :
(2) 区 分 :
2. 補助事業の目的及び内容
(1) 目 的
(2) 内 容
3. 助事業の実施計画（「実施計画書」による）
4. 補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費 金 円
(2) 補助対象経費 金 円
(3) 補助金交付申請額 金 円
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の費目ごとの配分（別紙 1）
6. 補助対象経費の費目別四半期別発生予定額（別紙 2）
7. 補助事業の開始及び完了予定日
開 始 : 平成 年 月 日
完了予定 : 平成 年 月 日
8. 補助事業により期待される効果

(注)

1. この申請書には以下の書面を添付すること。

- (1) 実施計画書
- (2) 補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の負担者、負担額及び負担方法を明記した資料
- (3) 消費税等仕入控除税額についての届出書
- (4) 前年度の収支決算書
- (5) 定款又は定款に準ずる書類
- (6) 民間団体等の概要を記載した資料
- (7) 民間団体等の役員名簿
- (8) 補助事業に要する経費の算出根拠
- (9) その他機構が指示する書面

2. 補助金にかかる消費税等仕入控除額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の費目ごとの配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

(別紙2)

補助対象経費の費目別四半期別発生予定額

(単位：円)

費目	補助対象経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
合計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 2

番 号
年 月 日

申請者 名称
代表者等名 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって申請があった平成 年度新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金については、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 補助金の交付対象となる事業及び内容
平成 年 月 日付け第 号をもって申請があった平成 年度新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
5. 補助対象経費及び補助金の額の費目ごとの配分は、次のとおりとする。

(単位：円)

費 目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

6. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計金額とする。
7. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
- (1) 補助事業者は、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程（平成15年10月1日 規程第46号以下「交付規程」という。）の補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
 - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第11条の規定に基づき速やかに遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によること。
 - (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うこと。
 - (6) 補助事業者は、機構が交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
 - (7) 補助事業者は、機構が交付規程第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
 - (8) 補助事業者は、機構が交付規程第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
 - (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
 - (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
 - (11) 補助事業者は、交付規程第21条第3項及び第6項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
 - (12) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
 - (13) 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
8. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところによ

り、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとする。

9. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、交付規程第17条の規定による補助金等の返還及び交付規程第18条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

10. その他、機構の付した条件を遵守しなければならない。

(注)

1. 8の条件については、交付申請書において、仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 3

番 年 月 日
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付申請
取下げ届出書

平成 年 月 日付け 年度新エネエ第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 8 条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 交付申請の取下げ理由
4. 取下げられた交付申請に係る補助対象経費及び補助金の額
(1) 補助対象経費 金 円
(2) 補助金の額 金 円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第 4

番 年 月 日 号

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金補助事業
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定があった上記補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 計画変更の内容
4. 計画変更を必要とする理由
5. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
6. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の費目ごとの配分
(別紙)

(注)

1. 中止又は廃止若しくは継承にあたっては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 継承にあたっては、継承に関する当事者の契約書の写し、継承者の経歴及び状況を示す事業概要書及び継承する補助事業の責任ある遂行に関する継承者の契約書を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助率	補助金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後		配分済額	改配分額
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金補助事業
実施状況報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった上記補助事業の実施状況について、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 交付決定番号
 - (3) 補助事業の実施状況の概要
2. 補助対象経費支出状況（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙)

補助対象経費支出状況

(単位：円)

費目	補助対象経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 6

番 年 月 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金補助事業
遅延等報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった上記補助事業の遅延等について、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 遅延等の原因及び内容
4. 遅延等にかかる金額 金 円
5. 遅延等に対して採った措置
6. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
7. 補助事業の遂行及び完了予定日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置する。

様式第7

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金補助事業
実績報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった
上記補助事業は平成 年 月 日に完了しましたので、新エネルギー等非営利活動促
進事業費補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 交付決定番号
- (3) 補助事業の内容
- (4) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額 金 円
(内訳)
 - ①第 回概算払額 金 円 (平成 年 月 日)
 - ②第 回概算払額 金 円 (平成 年 月 日)
- (2) 精算払請求予定額 金 円

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入の総額 金 円
- (2) 支出の総額 金 円
- (3) 収支明細表 (別紙)

5. 取得財産等明細表 (交付規程様式第15)

(注)

1. 実績報告書には実績の内容を証明する以下の書面を添付すること。
 - ① 講師を依頼した場合の講師略歴、講演時間、旅費根拠
 - ② 会場借用に関する仕様書及び各入札業者の見積書
 - ③ 印刷物に関する仕様書及び各入札業者の見積書
 - ④ 契約書
 - ⑤ 請求書、領収書、振込による支払を実施した場合は振込確認書またはそれに類する書類
 - ⑥ 講演録・議事録
 - ⑦ 実施写真、成果物
 - ⑧ その他機構が指示する書面
2. 取得財産等明細表は交付規程様式第15に従い提出すること。
3. 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額及び決算額 費目	交付決定額						決算額						備考	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		収入		支出			差引		
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額			
合計														

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金補助事業
年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定があった上記補助事業について、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第12条第3項の規定に基づき、平成 年度年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 交付決定番号
- (3) 補助事業の内容
- (4) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

受領額 金 円
(内訳)

- ①第 回概算払額 金 円 (平成 年 月 日)
- ②第 回概算払額 金 円 (平成 年 月 日)

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入の総額 金 円
- (2) 支出の総額 金 円
- (3) 収支明細表(別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額及び 決算額 費 目	交付決定額				決算額					備 考		
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		収 入	支 出			差 引	
	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額		補助対象経 費の実績額	補助 率			補助金 の額
							補助金の 収入額	補助対象経 費の限度額				
合 計												

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9

番 年 月 日 号

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年 度新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金補助事業
継承承認申請書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を継承し、当該補助事業を継続したいので、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 新補助事業者の名称
2. 補助事業の地位の継承理由
3. 補助事業の地位の継承（予定）日
4. 補助事業の名称
5. 補助事業の内容
6. 交付決定通知の日付及び番号
7. 交付決定通知書に記載された補助金の額
8. 既に交付を受けている補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第10

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金返還報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定があった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
4. 返還を請求された金額及び年月日 金 円 (平成 年 月 日)
5. 返還すべき金額及び年月日 金 円 (平成 年 月 日)
6. 返還した金額及び年月日
(1) 返還金 金 円 (平成 年 月 日)
(2) 延滞金 金 円 (平成 年 月 日)
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
(1) 返還金 金 円
(2) 延滞金 金 円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 1 1

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった上
記補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、新エネルギー等非
営利活動促進事業費補助金交付規程第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告し
ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 補助金額（交付規程第 1 4 条第 1 項による確定額）
金 円
4. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
金 円
5. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除
額
金 円
6. 補助金返還相当額（5. - 4.）
金 円

（注）

1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置すること。

様式第 1 2

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費
補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 年度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった上記補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 精算（概算）払請求金額
金 円
4. 請求金額の内訳（別紙）（概算払請求の場合に限る。）
5. 概算払を必要とする理由（概算払請求の場合に限る。）
6. 振込先（銀行名、支店名、預金種別、口座番号、名義）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

請 求 金 額 の 内 訳

(単位：円)

費目	補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 ～ 年月日)	支出見込額 (年月日 ～ 年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 13

番 年 月 日 号

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金返還報告書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第 17 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号
3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
4. 返還を請求された金額及び年月日 金 円 (平成 年 月 日)
5. 返還すべき金額及び年月日 金 円 (平成 年 月 日)
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 金 円 (平成 年 月 日)
 - (2) 加算金 金 円 (平成 年 月 日)
 - (3) 延滞金 金 円 (平成 年 月 日)
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金 金 円
 - (2) 加算金 金 円
 - (3) 延滞金 金 円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第 1 4

取得財産等管理台帳
(平成 年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用年 数	保管 場所	備考

(注)

1. 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍・資料、
(ニ) 無体財産権、(ホ) その他の物件とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 1 5

取得財産等明細表
(平成 年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用年 数	保管 場所	備考

(注)

1. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍・資料、
(ニ)無体財産権、(ホ)その他の物件とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 年月日は検収年月日を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第16

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金取得財産処分
承認申請書

平成 年 月 日付け 度新エネエ第 号をもって交付の決定のあった上記補助
事業について、新エネルギー等非営利活動促進事業費補助金交付規程第21条第3項の規
定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定番号

3. 処分しようとする財産及びその理由等（注1）

財産の名称	財産名 (仕様)	取得 価格 (円)	取得 年月日	数量	処分 方法	処分の 理由	備考（注2） (処分の時期等)

4. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）及び処分の条件（注3）

（注）

1. 処分の方法としては、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載する。
3. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合、それぞれの相手方及び処分の条件について記載する。自己使用の場合は不要。
4. 処分しようとする財産の件数が多いときは、別紙一覧表として添付してもよい。